

中止事業について

(財務省原案内示時点)

事業区分	事業名 事業主体	
ダム事業	小川原湖総合開発事業 東北地方整備局	小川原湖総合開発事業に参画している、国営及び県営のかんがい用水、上水道、工業用水道については、利水要望(かんがい)、ダム使用権設定申請(上水道、工業用水道)の取り下げが国土交通省に出されたため、総合開発事業が成り立たないことから、小川原湖総合開発事業を中止する。
	渡良瀬遊水池総合開発(期)事業 関東地方整備局	治水の必要性は高いものの現段階において利水予定者の事業参画の意思表示がないため、特定多目的ダム事業としての同事業を中止する。なお、治水対策については別途検討。
	清津川ダム建設事業 北陸地方整備局	「治水面では、信濃川流域における治水安全度の向上が必要かつ重要であるが河川整備の優先順位が不明確であること、また利水面では、現時点で直ちに大規模な水資源開発を行う緊急性は薄いと考えられることから、清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」という清津川ダム専門委員会の答申を最大限尊重し、清津川ダム実施計画調査を中止する。
	紀伊丹生川ダム建設事業 近畿地方整備局	治水・利水上の必要性はあるものの、社会経済情勢の変化に伴う水需要計画の変更によりスケールメリットが低下するとともに、環境面に配慮し、総合的に判断して事業を中止する。
	高梁川総合開発事業 中国地方整備局	治水の必要性は高いものの、社会情勢の変化に伴う岡山県全体の水供給計画の見直しにより、利水関係3団体が参画を取り止めたため、多目的ダム建設事業としての継続が困難となった。このため、高梁川総合開発事業としては、中止が相当であるが、高梁川並びに小田川の治水対策は必要である。
	栗原川ダム建設事業 水資源開発公団	治水及び利水安全度の低下をカバーする対策の必要性は高いものの、現段階において利水予定者から事業参画の意志表示がないため事業を中止する。 なお、治水及び計画を見込んでいる利水安全度の低下をカバーする対策については、別途検討する。
	入川ダム建設事業 新潟県	ダム建設予定地に存在する旧鉱山跡地の対策工事費が大幅に増加するほか、水需要量の減少により利水としてのダム事業の緊急性が薄れたため事業を中止する。
	湯道丸ダム建設事業 富山県	地質上の課題が判明し、ダム方式よりも河川改修単独方式が経済性の観点から有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
	黒川ダム建設事業 富山県	河川改修より黒川ダム建設方式が有利であるが、さらに経済性の観点から熊野川ダム再開発方式が有利であるという理由から「休止」とした県の対応方針を踏まえ国庫補助を中止する。
	伊勢路川ダム建設事業 三重県	利水者の計画見直しにより、水需要量の減少が見込まれること及び、詳細な地質調査の結果により工事費の大幅な増加が見込まれるといった状況の変化とそれらの要因によって事業の投資効果が認められなくなったことから、事業中止とする。
	南丹ダム建設事業 京都府	利水上は、ダムによる水道用水確保の必要性がなくなり、治水上は、河川改修により緊急性の高い所から段階的に対応していくのが妥当と判断し、ダム事業は中止する。
	中山川ダム建設事業 愛媛県	利水者が事業に不参加の意向となり、ダム事業の緊急性が薄れたことから、国庫補助を中止する。